

県南広域振興局長告示第95号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年7月15日

県南広域振興局長 堀 江 淳

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
胆沢郡金ヶ崎町西根鍛冶下33番4地先認定外道路及び認定外水路、36番3地先認定外道路及び認定外水路並びに113番地先認定外道路及び認定外水路	35.18	4.00～6.00	平成28年6月30日

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。